消費税10%、インボイス導入やめろ

複数税率（10%・8%）導入で 区分求められ煩雑に

消費税率区分	現行	2019年10月以降		2014年3月まで
		標準税率	軽減税率	
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%	4.0%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%	1.0%
合計	8.0%	10.0%	8.0%	5.0%

【税金経営対策部・渡辺睦記】本年10月1日から、消費税に複数税率（10%と8%）が導入される予定です。この複数税率の導入で、消費税の税率が上の表のように4種類になります。合計8%という税率は変わりませんが、税金の行き先が変わることで確定申告する段階で区分が求められます。

その上、2014年3月前のリース契約等があった場合、税率5%が加わり、4種類になります。

あまりに複雑な経理処理になることから、日本税理士会連合会は複数税率導入に反対しています。

23年インボイス導入で 免税業者は排除も

また2023年10月に適格請求書等保存方式（インボイス）が導入された場合の問題点の第1は、「免税事業者が消費税課税事業者の取引から排除される可能性がある」ことです。なぜなら、消費税の一般課税事業所は、取引先からの適格請求書の支払消費税額を計算して仕入控除税額を計算するからです。免税事業者は、適格請求書を発行できないため仕入控除税額に加えることができません。つまり、消費税を多く納めなくてはならなくなり利益が縮小するので、免税事業者との取引をやめて課税事業者に移行するという流れになるからです。

「適格請求書」（イメージ）

請求書

○○御中

□月分　20,000円（本体）
　　消費税　1,800円
□月1日　牛肉 2kg※　5,400円
□月8日　割りばし4組　5,500円

合計 20,000円　消費税 1,800円
（10%対象 10,000円　消費税 1,000円）
（ 8%対象 10,000円　消費税　800円）

登録番号 XXX-XXX

△△（株）

「※」は軽減税率対象であることを示します。

600万円で 負担増21万も

第2に「免税事業者が取引の継続のために課税事業者の選択を強いられる」ことです。取引から排除されないためには、「免税事業者であっても課税事業者を選択する」という事態が想像できます。例えば、売上高600万円の手間請が消費税課税事業者を選択し簡易課税を申請した場合、課税売上高が545万円となります。簡易課税の場合は、税率区分のルールがあり、手間請の場合の経費割合は課税売上高の60%となっていて327万円が消費税計算の経費相当額になります。課税売上から経費相当額を引いた金額は218万円で、これに10%を掛けた金額が税務署に納める税額（21万8千円）。所得税や事業税、住民税に新たに消費税の負担が加わります。

第3は、23年10月以降、これまで免罪事業者にも認められていた消費税の請求ができなくなることです。国税庁は、免税事業者が消費税率10%を記載した請求書を「不適格請求書」だとしています。工事代金を引き上げて請求しなければなりません。建設産業の状況を見ると、かなり厳しいのではないでしょうか。

生活費は非課税
応能負担原則の税制に

今回の税制大綱案は、社会保障や財政再建の財源論の本質から目をそらした内容です。

財源論では、不公平な税制をただす会などの「38兆円を生む税制」という提言、また本年1月の「いのちとくらしを守る税研集会」でも同様の指摘が出され、国民的な合意を作ることが問題提起されました。

主な内容は次のとおり。

①憲法前文や憲法第13条、同25条、84条に示されている生活費非課税、応能負担原則にのっとった税制の確立
②法人税への超過累進税制の導入
③個人所得税の超過累進課税の税率の見直し
④租税特別措置の見直し廃止
⑤金融取引に対する税率（現行0%）の見直し
⑥個人所得税を総合累進課税に一本化する
⑦一律10%の地方税に超過累進課税を復活する

選挙で意思示そう
10%ストップ署名集めよう

消費税は、所得の低い人ほど負担が重く、所得の高い人ほど負担が軽く、規模が小さい企業ほど転嫁が難しい税金です。その上、所得の格差に関わりなく同一の税率であることも問題です。雇用についても消費税は、課税仕入れにするために非正規化などを拡大します。複数税率が導入されれば2023年10月には、適格請求書等保存方式（インボイス）が導入されます。

財務省は、軽減税率の導入による減収分を1兆円として7千億円の財源を確保したとしています。残る3千億円は、免税事業者が課税事業者になることで消費税を新たに納めることや、社会保障の効率化で確保するとしています。つまり、免税事業者のままで取引が継続できない業者がいることを見込んでいます。

今年は、3月から7月にかけて一斉地方選挙や参議院選挙、場合によっては衆参同時選挙になる可能性があります。2月から「10月消費税10%ストップ！ネットワーク」の署名を取り組みます。東京土建の目標は50万筆です。暮らしと仕事を守るためにも、組合員・家族のみなさんの署名への協力をお願いします。

足立支部での税金相談

知っ得 確定申告

案外、見落としている電気・ガス・水道・灯油などの家事関連費の一部も経費になります

組合員さんの相談を受けていて、家事関連費を経費に入れていない方がいます。ご自宅で見積書や請求書を作成してれば電気代の一部、ガスや灯油などで部屋を暖めて仕事をしている。仕事で汚れた作業着を洗濯するなど、電気・水道・ガス・灯油などの一部が経費として含めることができます。では、家計費と仕事の経費との割合はどう決めるのか。家族数や仕事部屋として使用している面積割合など、一定の基準を作り、基準に従って毎年、割合（%）をしっかり所得計算書に記入しておくことです。

賃貸住宅の家賃の一部も経費にできます

賃貸住宅にお住いの組合員さんは、家賃の一部を経費にすることができます。その割合は、仕事で使う部屋が賃貸住宅の総面積のうちの何割（%）なのかとか、総部屋数で割りかえして割合（%）を決めるなどの方法があります。割合の計算方法は、決めた方法を毎年、変えずに計算しましょう。

駐車場を借りている場合も全部、又は一部が経費にできます

駐車場を借りている場合、車の台数などで全部、又は一部が経費にできます。車の経費割合が決まったら、ガソリン代や車検代、損害保険料などに同じ割合で経費にします。新車を買った場合は、車体価格にその割合を掛けて減価償却費として経費にできます。

新車を買った場合は、相談会に明細を持ってこないと損をします

新車を買った組合員は、相談会に領収書だけ持ってこられる方が多いように思います。領収書だけだと、内訳が分からず損をすることになります。車を買った場合、車屋さんから明細書を貰っているはずです。明細書をよく見ると、自動車関係の税金や消耗品の代金などが記載されています。車両本体価格だけが減価償却の対象になり、他の支払は支払った年の経費になります。相談会には、必ず明細を持っていきましょう。

長期の貰えない工事代金は、貸倒金として処理しましょう

工事代金の全部、又は一部が貰えず数年を経過し、かつ入金の見込みがほぼない、あまり想定できない場合、貸し倒れを確定した年の売上金額から差し引くことができます。但し、貸倒金として確定させるには、貰えない工事代金を放棄する旨の内容証明書を相手側に送る。ハガキなどで放棄する旨を記載し送ったが転居先が分からず戻ってきた。双方の話し合いで未払い工事代金の一部、又は全部を放棄すること合意し署名・押印するなどの証拠を残す必要があります。